

## 特定個人情報保護評価指針に関する論点

### 1 重大事故の例外について

(指針 (たたき台 ver.2) P3 第2 5 重大事故)

- 指針 (たたき台) は、重大事故の定義において、「配送事故又は盗難によるものを除く。」としていたが、「配送事故等、評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く。」としてはどうか。

### 2 承認対象以外の評価書の確認について

(指針 (たたき台 ver.2) P18 第9 2 承認対象以外の特定個人情報保護評価書の確認)

- 指針 (たたき台) は、承認対象とならない評価書を委員会が「点検」するとしていたが、「内容を精査し、・・・・確認する」としてはどうか。  
(別添 1 行政庁の届出の受理に関する指針上の用例 参照)

### 3 全項目評価書に係る国民からの意見聴取の方法について

(指針 (たたき台 ver.2) P9 第5 3ア (ア) 全項目評価書の作成等、イ地方公共団体等の場合)

- 全項目評価書に係る国民からの意見聴取の方法について、指針に記載することとしてはどうか。(別添 2 全項目評価書に係る国民からの意見聴取について 参照)

### 4 全項目評価書の承認に係る審査基準について

(指針 (たたき台 ver.2) P17 第9 1 特定個人情報保護評価書の承認)

- 全項目評価書の承認に係る審査基準について、指針に記載することとしてはどうか。地方公共団体等が作成する全項目評価書の第三者点検についてはどうか。(別添 3 全項目評価書の承認に係る審査基準及び標準処理期間について 参照)

### 5 全項目評価書の承認に係る標準処理期間について

- 全項目評価書の委員会による承認に係る標準処理期間についてどのよう

に考えるか。(別添3 全項目評価書の承認に係る審査基準及び標準処理期間について 参照)

## **6 プライバシー保護の理念について**

(指針(たたき台 ver.2) P1 第1 1 基本理念)

- 特定個人情報保護評価において、プライバシー保護の観点をどのように位置付けるか。
  
- 法26条1項において、「指針」は、「特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価(「特定個人情報保護評価」)を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針」とされている。  
(別添4 関係法令等 参照)